大 館 市 創 業 支 援 補 助 金

新たに創業を行う市民に最大で 100 万円を補助金交付。

１．補 助 対 象 者　　市内で新たに創業（※１）する者で、次の全てに該当。

①市民、または市民を代表者とする市内に所在する法人。
②特定創業支援事業（※２）を受講完了している。
③市税などを滞納していない。
④本補助金の交付を受けたことがない（条件で例外あり）。

２．補助対象経費　　補助対象事業承認日から、創業１ケ月後までに取得・支出した次の（※３）合算。

〇事業拠点費
事務所や店舗の借り受けに係る敷金・保証金。事務所や店舗の改装または看板等の構築物に係る経費。

〇設備導入費
事業運営に必要な備品やソフトウエア等の購入費。

〇宣伝広告費
テレビ・ラジオ・新聞等の広告費。ホームページ作製費（外注）、チラシ作製費及び配布費

３．補助金の金額（※４）　　対象経費の 1/2 以内の金額で上限 25 万円。ただし、次に該当する場合、各 25 万円を加算。加算後の上限は 100 万円。

①県外から移住し、移住後１年以内に創業
②法人を設立したうえで創業
③女性の創業
④大館市の地域資源（※５）を活用した創業
⑤40 歳未満の者による創業

◆補助金活用による新規創業をお考えの方は、
大館市役所商工課（電話　0186－43－7071）まで、ご相談ください。

裏面に、※印の説明がありますので、裏面もお読みください。

※１　● 第二創業・新規創業に当らない事業承継は、本補助金の対象外。
● 創業しようとする業種が、農業、林業、漁業、金融業、医療業、公序良俗に反する業種、また、保険業・福祉業・サービス業の一部業種も本補助金の対象外。

※２　● 特定創業支援事業とは、創業希望者に行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓などの知識が身につく事業。
本市では、大館商工会議所または大館北秋商工会が行う個別経営指導を特定創業支援事業に位置付け。個別経営指導の受講完了後、受講者からの申請により、特定創業支援事業を受けた証明を市が発行。補助金手続きの際、この証明が必要。

※３　● 運転費用や、事業運営に直接供しないものは対象外。
● 事業拠点費及び設備導入費は、消費税及び地方消費税を除いた単価が３万円以上のものが対象。宣伝広告費は、３万円未満の費用も対象に含みます。
● 事業拠点費について、事業に供しないスペースが経費に含まれる場合、面積按分等により対象となる経費を算出します。
● 設備導入費について、事業運営に直接供しないものは補助金の対象外。
● 国等から補助金の交付を受ける場合、本補助金の対象経費から国等の補助金額を減額・調整します。
● 大館市商業活性化総合支援事業費補助金（空き店舗等利活用事業）と本補助金を重複して受けることはできません。

※４　● 補助金の手続きの流れは次のとおり。
（１）特定創業支援事業（商工団体の個別経営指導）の受講・証明書申請・発行
（２）事業承認申請（創業前の提出）・承認又は不承認の決定
※事業計画の実現可能性などを総合的に判断します。
※申請書様式については商工課へお問い合わせください。
（３）創業
（４）補助金交付申請（創業から２ケ月後までの提出）・交付または却下の決定。
（５）補助金の支払（交付の決定から概ね１ケ月以内にお支払いします。）
● 予算状況により、交付決定を遅延することがあります。

※５　● 地域資源を活用した商品開発またはサービスの提供及び販路開拓を行うことを指します。地域資源の単純な飲食提供、道具としての活用は含みません。

《 大館市の地域資源 》
農林水産物：秋田杉、枝豆、大館さくら豚、どじょう、とんぶり、比内地鶏、山の芋
鉱業製品等：秋田杉桶樽、きりたんぽ、清酒、十和田石、曲げわっぱ
観光資源等：秋田犬、旧小坂鉄道、田代岳県立自然公園、長走風穴、鳥潟会館、大文字、アメッコ市